

人材紹介業務委託契約書（返戻金規定抜粋）

第4条（対価の返還）

1. 本内定者が、内定を承諾したにも関わらず委託者に入社しなかった場合で、本対価を支払済みのときは、受託者はその全額を委託者に返還するものとし、支払いが完了していないときは、委託者の支払義務はその時点で消滅するものとする。但し、委託者の都合により採用又は内定を取り消した場合、委託者は支払済みの本対価は返還されず、委託者の支払義務は消滅しないことを確認する。
2. 本内定者が委託者に入社後（以下、入社後の本内定者を「本被用者」という。）、受託者の責めに帰すべからざる事由により退職（当該本被用者の自己都合による退職を含む。）又は解雇に至った場合、受託者は何らの責任も負わない。但し、本被用者が入社 **6 か月以内** に、受託者の責めに帰すべき事由により退職又は解雇された場合、受託者は、委託者に対し、以下の各号に定めるとおり本対価を返還する。
 - (1) 入社後 **1 か月以内**：本対価の **70%** に相当する金額
 - (2) 入社後 **1 か月を超え 3 か月以内**：本対価の **50%** に相当する金額
 - (3) 入社後 **3 か月を超え 6 か月以内**：本対価の **10%** に相当する金額
3. 本条の規定により受託者が本対価を返還する場合、受託者は、委託者に対し、当該本被用者の退職又は解雇の日が属する月の翌月末日までに、委託者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により行うものとする。当該振込にかかる費用は、受託者の負担とする。